

第 68 号議案

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部改正について

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則(平成 28 年滋賀県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則(平成 28 年滋賀県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「事務長」を
「事務長、副参事および専門幹」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則」の一部改正について

1 改正の理由

- ・人事異動に伴い、県立学校に「専門幹」および「副参事」の職を設置することから、各職の標準的な職を定めるもの。

2 改正内容

- ・専門幹および副参事：標準的な職を「課長補佐」とする。（第3条第1項関係）

※詳細は、新旧対照表のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則 新旧対照表

旧		新	
第1条～第2条 省略 (県立学校の標準的な職)		第1条～第2条 省略 (県立学校の標準的な職)	
第3条 県立学校の職員(教育職員および技能労務職員を除く。)の標準的な職は、次の表のとおりとする。		第3条 県立学校の職員(教育職員および技能労務職員を除く。)の標準的な職は、次の表のとおりとする。	
職	標準的な職	職	標準的な職
事務長	課長補佐	事務長、副参事および専門幹	課長補佐
省略		省略	
2・3 省略		2・3 省略	
第4条以下 省略		第4条以下 省略	